

令和 8 年度
成長産業育成のための研究開発支援事業
公 募 要 領

公 募 期 間

令和 8 年 2 月 2 6 日（木）～ 4 月 7 日（火）正午 ※必着

お問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 ものづくり支援班

email : chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp

T E L : 078-362-3373 午前 9 時～正午、午後 1 時～ 5 時

研究提案書様式等については以下のホームページからダウンロードできます。

◇ホームページアドレス◇

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie03_000000002.html



※本公募は、令和 8 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために事前に募集の手続きを行うものです。そのため、令和 8 年度予算の成立が前提であり、補助事業の内容等に変更があり得ることを予めご了承ください。

令和 8 年 2 月
兵 庫 県

目 次

	ページ
1. 事業の概要	1
(1) 目的 (2) 事業内容 (3) 応募区分	
(4) 対象産業分野 (5) 事業スキーム	
2. 応募資格	4
(1) 共同研究チームの資格要件 (2) 研究プロジェクトの実施体制	
(3) 重複提案の制限	
3. 応募手続	7
(1) 応募 (2) 申請書類の入手方法	
4. 研究プロジェクトの選定	8
(1) 研究プロジェクトの募集、受付 (2) 評価	
(3) 研究プロジェクトの採択	
5. 補助金の申請・交付決定等	10
(1) 補助期間 (2) 補助金額 (3) 補助対象経費	
(4) 補助事業の実績確認等 (5) 補助金の返還	
6. 進捗管理・事後評価等	13
(1) 研究途中段階 (2) 事後評価 (3) 本格的研究等への移行状況調査等	
7. 成果の取扱い	13
(1) 研究成果の公開 (2) 研究成果の帰属 (3) 取得物品等の帰属	

成長産業育成のための研究開発支援事業公募要領

1. 事業の概要

(1) 目的

21世紀の兵庫を担う成長分野の産業の育成を図るため、比較的初期の段階にある産学官連携による共同研究チームを支援し、実用化のための本格的な研究開発へとつなげていくことにより、本県経済の活性化を目指します。

(2) 事業内容

産学官で構成する共同研究チームを対象に研究プロジェクトを公募し、有識者会議において評価を行った上で、採択プロジェクトを決定し、補助を行います。

(3) 応募区分

本事業は、「可能性調査・研究」と「応用ステージ研究」の2つの応募区分があります。提案は、いずれかの応募区分を選択して行う必要があり、同一研究プロジェクトについてそれぞれの応募区分に同時提案することはできません。

(同時提案した場合は、いずれの応募区分でも不採択となります。) また、提案内容の評価及び採択プロジェクトの決定についても、応募区分ごとに行います。

なお、いずれの応募区分でも、共同研究チームにおける県内民間企業の積極的な参加が求められます。

概要及び主な相違点は、以下のとおりです。

応募区分	可能性調査・研究	応用ステージ研究
対象産業分野	①水素等新エネルギー(蓄電池含む)、環境 ②航空産業、ドローン、空飛ぶクルマ ③ロボット・AI・IoT ④健康医療 ⑤半導体	
補助対象者	以下の要件を満たす産学官で構成される共同研究チーム 要件：①「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成 ②「産」のうち県内に事業所を有し、かつ県内で研究プロジェクトに係る研究活動を行っている中小企業者を少なくとも1者含むこと ③ 対象産業分野の事業拡大又は新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した県内を中心とした事業化計画を有していること	
1課題あたりの補助金額	10～100万円	100～1,000万円※
補助率	定額	
対象経費	研究(調査、試験分析、試作を含む)に必要な経費	
補助期間	1年間	原則1年間(最大2年間※)
採択予定件数	5件程度	5件程度

※2年目の補助金額は、100万円以上かつ1年目の補助金額の1/2以内とします。

◇可能性調査・研究◇

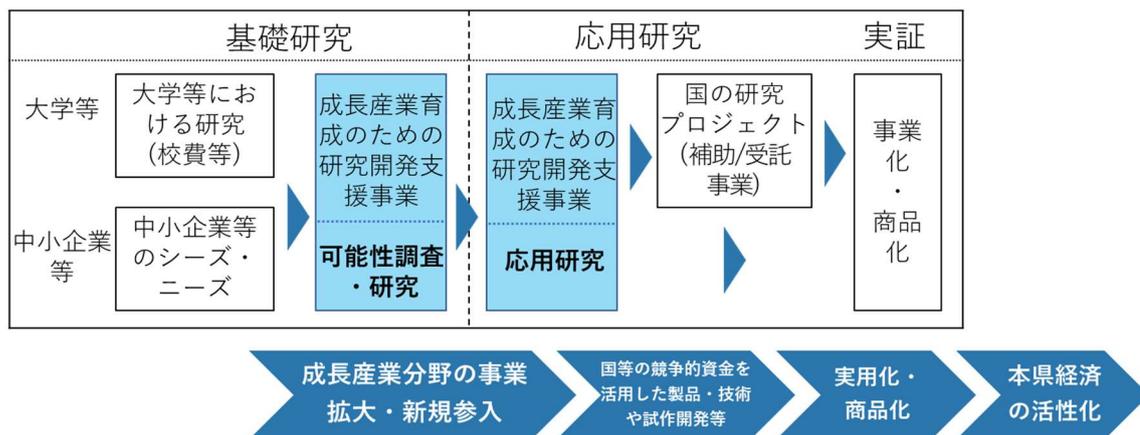
産学官連携による共同研究チームが行う、先行技術調査、市場調査、簡易な予備的実験の実施などを支援します。既に応用研究段階や開発研究段階、事業化段階に入ったプロジェクトを対象とするものではありません。短期的には国や県の競争的資金の獲得等による研究のレベルアップを目指していただくとともに、最終的には研究の成果を用いて本県における製品の実用化、事業の展開等を実現していただくことが必要です。

なお、将来的に製品の開発等の事業化を目標としない先行技術調査、市場調査、簡易な予備的実験の実施などは対象にはなりません。

◇応用ステージ研究◇

産学官連携による立ち上がり期の予備的・準備的な研究開発を支援します。これまでの立ち上がり期における技術的な内容に関する未詳な点等を明らかにし、民間企業における大規模プロジェクト、国等の競争的資金制度を活用した製品・技術や試作開発等へつながるようなプロジェクトを対象とします。また、最終的には研究の成果を用いて本県における製品の実用化、事業の展開等を実現していただくことが必要です。

<研究フェーズと研究開発支援事業の位置づけ>



(4) 対象産業分野

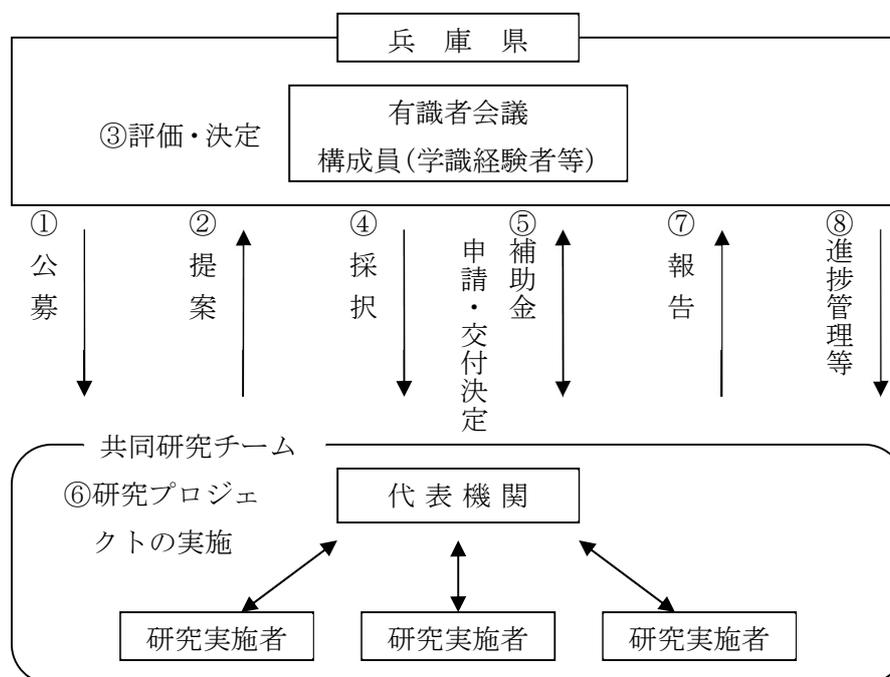
以下の成長産業の事業拡大又は新規参入を目的とする研究を対象とします。

- ①水素等新エネルギー(蓄電池含む)、環境
- ②航空産業、ドローン、空飛ぶクルマ
- ③ロボット・AI・IoT ④健康医療 ⑤半導体

(5) 事業スキーム

本県が共同研究チームを対象に研究プロジェクトを公募し、有識者会議における評価を経て採択プロジェクトを決定します。

採択決定後、共同研究チーム（代表機関）からの申請に基づき補助金を交付決定します。



- ① 公募：応募資格については、4ページ参照
- ② 提案：研究プロジェクトの応募手続きについては、7ページ参照
- ③ 評価・決定：研究プロジェクトの選定については、8ページ参照
- ④ 採択：9ページ参照
- ⑤ 補助金申請・交付決定：10ページ参照
- ⑥ 研究プロジェクトの実施
- ⑦ 報告：補助事業の実績報告については、12ページ参照
- ⑧ 進捗管理等：進捗管理・事後評価等については、13ページ参照

2. 応募資格

以下の要件を満たす産学官で構成する共同研究チームの代表機関が応募できます。

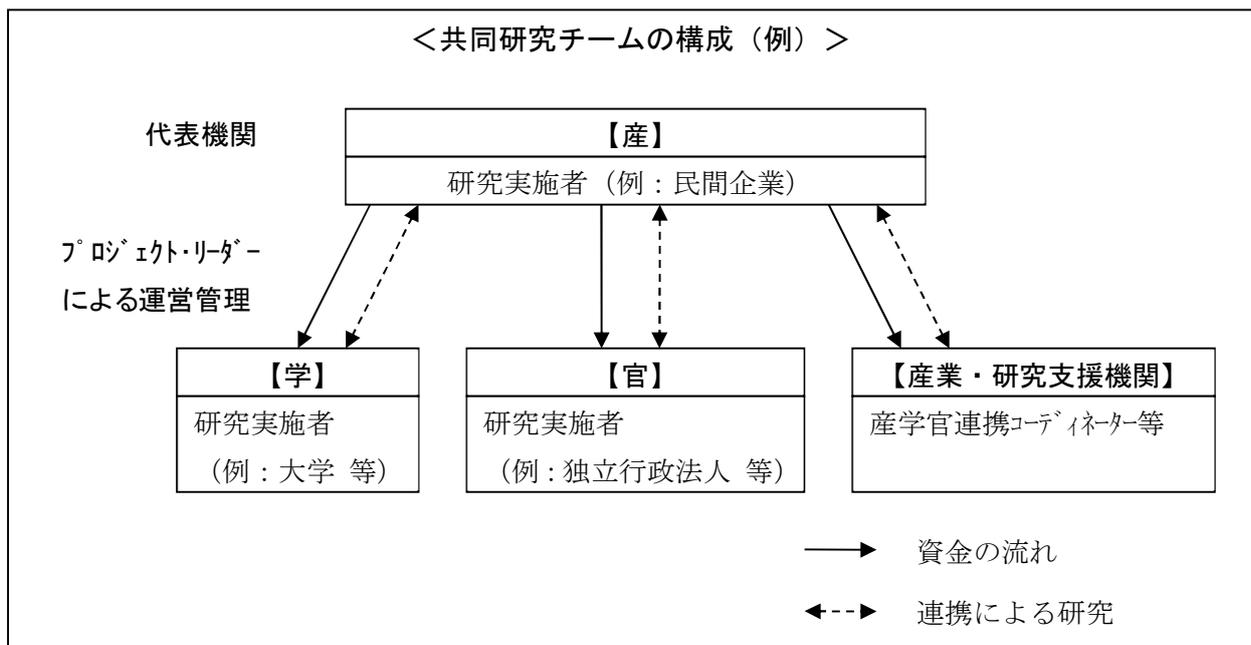
(1) 共同研究チームの資格要件

研究提案書提出時に次の全ての要件を満たす共同研究チームを対象とします。

- ① 「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成
- ② 「産」のうち県内に事業所を有し、かつ県内で研究プロジェクトに係る研究活動を行っている中小企業者（※次頁参照）を少なくとも1者含むこと
- ③ 対象産業分野（2ページ：1.（4））の事業拡大又は新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した県内を中心とした事業化計画を有していること

なお、これらの要件を満たした共同研究チームに、「産業・研究支援機関」が参加することができます。この場合、共同研究チームは、「産・学・官」、「産・学」又は「産・官」に「産業・研究支援機関」を加えたものをいいます。

共同研究チームにおける各機関が相互に強力に連携を図り、研究を進めていくことが求められます。（各機関の実質的な研究への参加が必要です。）



①産、学、官とはそれぞれ以下の(ア)～(ウ)の要件を満たす機関又は研究者とします。

(ア)産：民間企業、事業協同組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会、特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等

(イ)学：大学、工業高等専門学校等

(ウ)官：国立研究機関、独立行政法人、主として研究機能を有する公益法人及び特殊法人、公設試験研究機関等

(エ)産業・研究支援機関：商工会議所、商工会、産業振興や技術移転等を目的とする公益法人等

②「研究活動を行っている中小企業者」とは、研究部門又は研究所を有し、研究プロジェクトに係る研究活動を行っている中小企業者をいいます。ただし、試験分析のみを行う場合は含みません。

※『中小企業者』とは

1) 中小企業者としての会社等

下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する者であって、みなし大企業（注1）に該当しないもの。（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項一～五）。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数 (注2)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注1：本事業において、みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

注2：常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

2) 中小企業者としての組合等

事業協同組合等、特別の法律によって設立された組合及び連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記表の中小企業者である団体。

3) 特定非営利活動促進法に基づく知事の認証を受けた法人等

(2) 研究プロジェクトの実施体制

共同研究チームには、次の体制で研究プロジェクトを実施していただきます。

① 代表機関及びプロジェクト・リーダー

共同研究チームには、研究プロジェクトの応募にあたり、構成員の中から代表機関及びプロジェクト・リーダーを選任していただきます。

(ア) 代表機関

研究の実施、事務的管理等、研究プロジェクト全体の遂行について、一切の責任を負う代表機関を、共同研究チーム内の「産」、「学」又は「産業・研究支援機関（共同研究チームに参加のある場合）」から選任してください。

代表機関は県内に拠点を持つ機関であることが必要です。（検査等は県内拠点で実施します。）

(イ) プロジェクト・リーダー

研究プロジェクトの運営管理、共同研究チームの構成員相互の調整等を行うプロジェクト・リーダー（個人）を選任してください。（代表機関に所属する者である必要はありません。）

◇留意事項◇

- ・代表機関は、代表機関としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていることが必要です。代表機関が全ての構成員の経費関係（書類等）を管理できるように経理担当を決めることが必要です。
- ・研究期間（2年間にわたり実施される研究の場合は2年間）途中で代表機関の交代は、原則として認めません。
- ・本事業は補助事業であり、委託事業ではありません。共同研究チームが、主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。

② 共同研究契約の締結

共同研究チームは、構成員間で共同研究契約を締結するなど、研究を進めていく上での権利関係等を調整の上、研究を実施してください。

(3) 重複提案の制限

本事業に提案する研究プロジェクトと同一の内容で、既に県や国等の補助や委託を受けたことがある又は現に受けている研究プロジェクト（採択が決定しているものを含む）を、本事業に重ねて応募することはできません。

正しい報告が行われなかった場合や記載漏れが判明した場合は、採択後であっても採択を取り消す場合があります。

なお、本事業による研究プロジェクトを実施中に、更なる本格研究に向けて国等の競争的資金制度に応募することについては、奨励します。

3. 応募手続

(1) 応募

① 研究提案書の提出

研究プロジェクトの提案は、代表機関が行ってください。

② 研究提案書

- ・研究提案書は、指定の様式により日本語で作成してください。
- ・様式の大きさはA4版から変更しないでください。
- ・通し番号（〔様式1〕から1ページ）を用紙下中央に記載してください。
- ・様式は赤字で記載例・記載要領を記載しています。提出時は、記載例等を削除し、黒字でご記載ください。

③ 必要書類

研究提案書 様式	
研究提案書（表紙）	様式1
研究プロジェクト総括表	様式2
研究プロジェクト実施体制説明書	様式3
研究プロジェクト資金計画書	様式4
研究プロジェクト内容等説明書	様式5
代表機関の概要	様式6
プロジェクト・リーダー研究経歴書	様式7
参加機関等の概要	様式8
研究提案書チェックシート	

④ 募集期間及び提出方法

令和8年2月26日（木）～4月7日（火）正午 ※必着

提出書類（電子データ）を、下記提出先へメール送信してください。

※持参による提出は受け付けられませんので、ご注意ください。

※メール1通あたりの受信可能容量は7MB以内です。超える場合には、分割送信、オンラインストレージサービスをご検討ください。

⑤ 提出先・お問い合わせ先

研究提案書の提出先及び本件に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【事務局】

兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 ものづくり支援班

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館8階

e-mail：chiikisangyorichi@pref.hyogo.lg.jp

※お問い合わせ（e-mail）の際は、件名に「成長産業育成」を含めてください。

T E L：078-362-3373 午前9時～正午、午後1時～5時

(2) 申請書類の入手方法

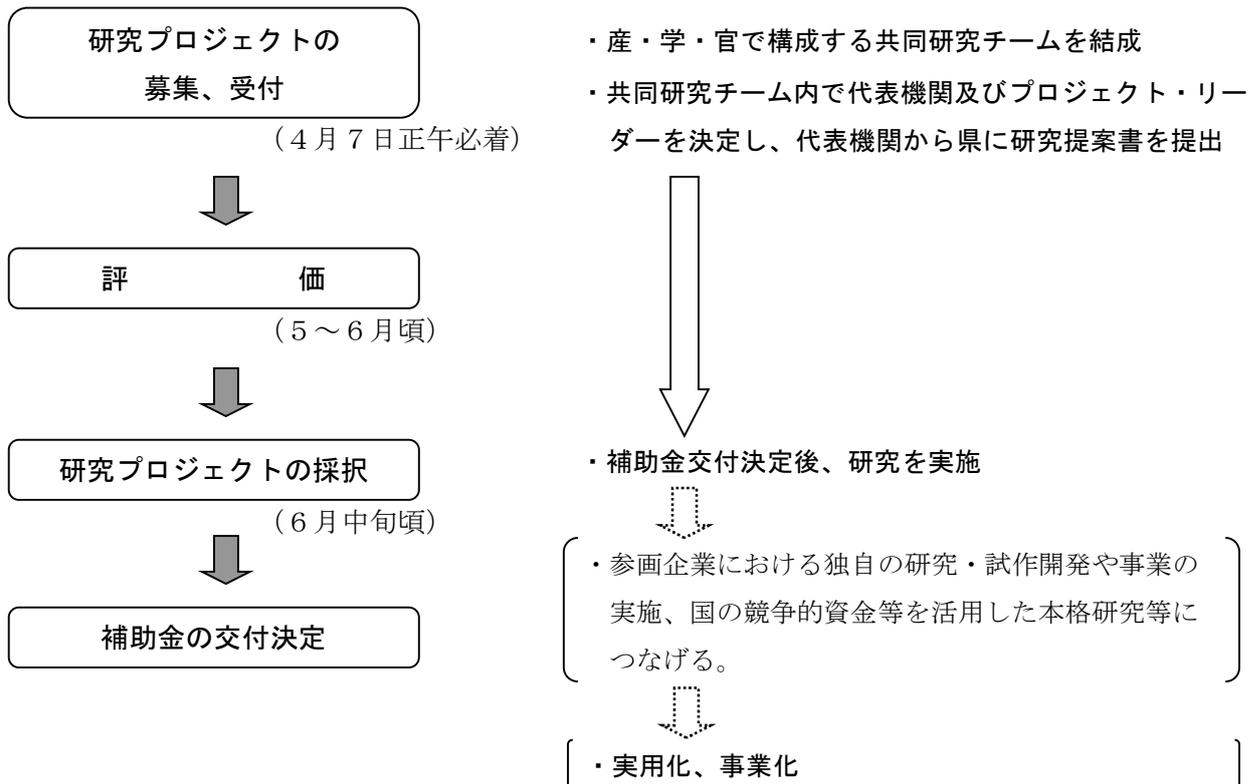
提案書様式等については以下のホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie03_000000002.html



4. 研究プロジェクトの選定

本事業の流れは、次のとおりです。ただし、時期は変更になる可能性があります。



(1) 研究プロジェクトの募集、受付

4月7日（火）正午必着で研究提案書を代表機関より提出願います。

研究提案書を受理後、応募資格等を確認し、資格を満たしていないと認められる場合は、速やかに代表機関にご連絡します。

(2) 評価

学識経験者等で構成される有識者会議を開催し、評価を実施します。

まず、書面による評価を行い、書面評価を通過した研究プロジェクトについて、ヒアリング（共同研究チームによるプレゼンテーション）を実施します（スケジュール等については別途連絡）。その際、資料の提出を求めることがあります。ただし、「可能性調査・研究」は書面評価のみとし、ヒアリングは実施しません。

◆評価の視点

- ① 研究の具体的かつ明確な目標が設定されていること
- ② 研究内容に新規性があり、革新性に富む優れた成果が期待されること
- ③ 産学官連携による研究の体制や方法、実施に必要な資源の確保など研究計画が適切であること
- ④ 資金計画と研究内容の整合性がとれていること
- ⑤ 将来的に実用化・事業化され、本県産業の活性化や科学技術の発展、地域経済の競争力強化への波及効果が期待できること
- ⑥ 「ひょうご経済・雇用戦略」や県内で指定されている国家戦略特区に関連するなど兵庫県が推進する産業振興施策との関連性が高いと認められること
- ⑦ **【可能性調査・研究】**
今後、応用研究段階へ移行するにあたり、実施に必要な資源が確保されており（あるいは、確保される見込みがあり）、次年度以降、国や県の競争的補助金の獲得が十分に見込まれる研究課題であること
- ⑦' **【応用ステージ研究】**
本格研究への展開の見込など、課題の発展性が認められること 等

(3) 研究プロジェクトの採択

① 採択結果の通知

採択結果（採択／不採択）は、代表機関あてに文書で通知します。
なお、評価の経過等についての問い合わせには応じられません。

② 採択結果の公表

採択プロジェクトについては、研究プロジェクト名、代表機関名、共同研究チームの構成員、研究プロジェクトの概要を記者発表、県ホームページ等で公表する予定です。

③ 研究の実施

補助対象経費として認められるものは、補助金交付決定日以降に着手する研究プロジェクト（発注を含む）に必要となる経費です。

補助金に関する交付申請、交付の決定、交付、研究の変更、研究の報告、補助金の返還等については、別に定める補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行います。

④ その他

提出書類は研究プロジェクトの選定のためにのみ使用いたします。

本事業では研究提案書等の取扱いは厳重に行い、企業（研究）秘密の保持の観点から代表機関の了解なしには提案の内容等の公表は行いません。なお、研究提案書等の返却はいたしませんのでご了承ください。

ただし、採択決定後、採択プロジェクトに限って 4. (3) ②採択結果の公表に記載のとおり取り扱います。なお、公表前には代表機関に内容を確認いただきます。

5. 補助金の申請・交付決定等

補助期間終了後、県より代表機関に一括して補助金を交付します。

なお、研究開始時の機器の購入等に係る初期の研究費の確保など、円滑な研究遂行のため、代表機関からの請求に基づき、審査のうえ、交付決定額の1/2を上限として概算払いを行います。代表機関は責任を持って、交付された補助金を管理、執行してください。

本事業の補助の内容は次のとおりとします。

(1) 補助期間

① 可能性調査・研究

1年間（ただし、補助金交付決定日から令和9年2月28日まで）とします。

② 応用ステージ研究

原則として1年間（ただし、補助金交付決定日から令和9年2月28日まで）としますが、研究の内容に応じて、翌年度にまたがる研究期間を設定することができます。

(2) 補助金額

① 可能性調査・研究

採択プロジェクト1件に対し、10万円以上100万円以内の範囲で定額を補助します。

② 応用ステージ研究

採択プロジェクト1件に対し、100万円以上1,000万円以内の範囲で定額を補助します。ただし、補助期間2年の採択プロジェクトの補助金額は、2か年度合わせて100万円以上1,000万円以内とし、原則として、2年目の補助金額は100万円以上かつ1年目の補助金額の1/2以内とします。なお、2年間の採択プロジェクトでは、年度ごとに予算の範囲内で補助金の交付を決定します。1年目の補助金は2年目に回すことはできません。

※ ①②ともに、補助金額については、採択された場合でも、予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合があります。

(3) 補助対象経費

本事業で補助対象となるのは、研究の遂行に必要な（当該研究プロジェクトのみに使用）な以下の経費です。

※補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または補助対象期間終了後に納品、検収、支払い等を実施したものは補助対象経費になりません。

※消費税は、補助対象経費にはなりません。（その他租税公課についても補助対象経費にはなりません。）

※振込等手数料は、補助対象経費にはなりません。（代引手数料を含む。）

※社内発注（代表者個人や密接な関連のある子会社等との取引を含む）や共同研究チームの構成員との取引については、原則補助対象経費にはなりません。

※物品購入や外注契約に際しては、2社以上の見積合わせを行うなど、経費の経済的な使用を心がけてください。

① 設備・機器費

機械・装置・物品等の購入、製造、試作、改造、修繕又は据え付けに必要な経費

- ・研究プロジェクトを遂行するための設備（機械・装置）、器具類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずることなく比較的長期の使用に耐えるものが対象となります。
- ・市販のパソコンやサーバー、他製品の製造に容易に転用可能な製造機器等、一般の業務、当該機関全体の研究開発業務に対し汎用性の高い機器等は補助対象外となります。
- ・研究プロジェクトの遂行上必要な場合、性能向上等が伴う既存設備の改造の経費は認められますが、既存設備の撤去等の経費は補助対象外です。

② 原材料・消耗品費

原材料、消耗品、消耗器材、薬品類の調達に必要な経費

- ・補助期間中に使い切ることができないものについては補助対象外とします。（使用残がある場合は、購入可能な最小単位までが補助対象となります。）
- ・補助事業の実施にあたっては、金額の多少に関わらず、全ての補助対象物品について一品ごとの報告・管理・証拠書類（支払い証明等）等が必要となります。

③ 外注加工費

原材料等の加工及び設計等をするために、外部の業者に委託又は役務の提供を受ける経費

- ・研究開発要素がある部分を外注することは認められません。システム開発については、研究開発の主要部分を丸投げすることは認められませんが、開発製品のシステム部分等一部を外注するというのであれば対象となります。

④ 調査研究経費

本研究の実施に必要な調査に係る旅費、謝金、文献資料の収集等に必要と認められる経費

- ・研究プロジェクトを遂行するために必要な打合せ、各種調査等にかかる旅費、謝金が補助対象となります。(知見の得られない学会等への参加は補助対象外です。) ただし、海外旅費は補助対象となりません。

⑤ その他経費

- ・市場調査、先行技術調査委託費、データ分析委託費、報告書作成費、機械装置のレンタル・リース料、特許出願経費等、特に調査・研究に必要と認められる経費
- ・調査・研究の遂行を管理するための事務的経費
- ・補助金額の25%を上限とした当該プロジェクトの研究開発に直接的に携わる研究者(研究補助員を含む)の人件費
- ・上記の他、知事が必要と認める経費

- ・研究プロジェクトの遂行を管理するための事務的経費として認められるのは、大学・高専等と共同研究を実施するにあたり、大学等の規程により代表機関が義務的に支払う必要のある事務的経費(間接経費)のみとします。なお、間接経費の算定根拠となる直接経費が補助対象経費となり得ることが条件です。
- ・対象となる人件費は、当該研究プロジェクトの研究開発に直接的に携わる研究員(研究補助員を含む)の人件費のみとなります。経理担当者や会議等での事務要員のような間接的に携わる者等の人件費は補助対象とはなりません。また、直接的に携わる研究員の人件費であっても、各種手当や社会保険料等については補助対象とはなりません。
- ・各種契約については、2か年の研究期間を予定している研究プロジェクトについても、1年単位毎(各年度の2月28日まで)の契約としてください。

(4) 補助事業の実績確認等

各年度において実施した研究成果について報告を求めるとともに、補助対象経費の使用実績について、3月頃に、補助対象物件や証拠書類(請求書、領収書等)などについて現物確認等の完了検査を実施します。また、補助事業の適正な履行を確保するために11月～12月頃に、中間検査を実施する予定です。

なお、補助対象となる経費については、補助期間中(各年度の2月28日まで)に取得し、支払いが完了しているものに限ります。また、取得した物品等が対象年度の研究に活用されることが必要です。

(5) 補助金の返還

共同研究チームは、次に掲げる事項に該当する場合は、既に交付した補助金の一部又は全部を県へ返還しなければなりません。

- ① 交付要綱の規定に違反したとき
- ② 補助金を当該採択プロジェクト以外の用途に使用したとき
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 等

6. 進捗管理・事後評価等

(1) 研究途中段階

県は研究の途中段階において、代表機関等に対し、研究の進捗状況に係るヒアリング調査を行う場合があります。

また、研究期間が2か年度の研究プロジェクトに関しては、初年度の年度末に外部有識者による中間評価を実施します。評価結果によっては、2か年度目の補助が打ち切り・減額される場合がありますのでご注意ください。

(2) 事後評価

共同研究チームには、補助事業完了後5日以内に、県に対し補助事業実績報告書等の提出と併せて研究成果を報告していただきます。この報告に基づき、外部有識者による事後評価を実施します。(事後評価結果は県ホームページに公開します。)

(3) 本格的な研究等への移行状況調査等

補助期間終了後5年間、県より「本格的な研究等への移行状況調査」の回答を依頼します。共同研究チームが本事業の成果を基にした競争的資金等の獲得状況や事業化の達成状況について報告をお願いします。

7. 成果の取扱い

(1) 研究成果の公開

外部有識者による事後評価終了後、代表機関と協議の上、研究プロジェクト及び成果の概要を県ホームページに原則公開します。ただし、公開に伴い共同研究チームの構成員に不利益が生じると判断される場合、県と共同研究チームとの協議の上で、公開延期等の措置を講じることができます。

なお、共同研究チームには、研究が終了した後、県が実施する成果発表会等での成果発表を求める場合があります。

また、採択プロジェクトに関して論文等で発表する場合は、「成長産業育成のための研究開発支援事業（英語表記：Hyogo COE Research Program）」を活用した成果であることを明示してください。※ COE：Center of Excellence

(2) 研究成果の帰属

採択プロジェクトの実施により得られた研究成果は、共同研究契約等に基づき共同研究チームの各構成員に帰属しますが、その研究成果について産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を出願若しくは取得する場合、又は実施権を設定する場合は、県への報告をお願いします。

また、取得した産業財産権の全部又は一部の譲渡を補助事業年度終了後5年以内に行う場合は、事前に県への報告をお願いします。

(3) 取得物品等の帰属

採択プロジェクトを実施した結果、取得し、又は製作した物品等は共同研究契約等に基づき共同研究チームの各構成員に帰属するものとします。

なお、取得財産等については、交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限されます。